

成田市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付規則

平成31年3月29日

規則第31号

改正 令和4年3月17日規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、危険コンクリートブロック塀等を所有するものに対し、当該危険コンクリートブロック塀等の除却に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、危険コンクリートブロック塀等の倒壊から市民の生命及び身体を保護すること並びに避難場所への経路を確保し、災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危険コンクリートブロック塀等 次のいずれにも該当するもので、かつ、地震により倒壊するおそれがあると市長が認めるものをいう。

ア 補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック造、石造、レンガ造その他の組積造による塀及び門柱並びにこれらの基礎

イ 道路等に面して設置され、地震により倒壊した場合において、道路等の通行者に危害を及ぼし、又は通行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

(2) 道路等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項に規定する道路

イ 法第42条第2項に規定する道路

ウ 法第43条第2項第1号の規定により特定行政庁(法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。)が認定した建築物(同条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に係る道又は同項第2号の規定により特定行政庁が許可した建築物に係る空地

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める道又は空地

(3) 施工業者 市内に本店、支店その他の事業所を有する者であって、危険コンクリートブロック塀等を除却する能力を有すると認められるものをいう。

(補助対象者)

第3条 危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができるものは、市内に存する危険コンクリートブロック塀等を所有するものであって、施工業者に当該危険コンクリート

ブロック塀等の除却（一部を除却し，その除却後において道路等の通行者に危害を及ぼし，又は通行に支障を及ぼすおそれがなくなると市長が認めるものを含む。以下同じ。）を行わせるものとする。ただし，次に掲げるものについては，補助金の交付の対象としない。

- (1) 土地又は建物の売却を目的として危険コンクリートブロック塀等の除却を行うもの
- (2) 市税の滞納があるもの
- (3) 国，地方公共団体，独立行政法人，地方独立行政法人又は地方公共団体の設立，出資等に係る法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか，市長が不相当と認めるもの
（補助金の額等）

第4条 補助金の額は，危険コンクリートブロック塀等の除却に要する経費（道路等に面する部分の経費に限る。）の2分の1以内の額（その額に1，000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とし，10万円を限度とする。

2 補助金は，国，地方公共団体その他これらに準ずる者による同様の補助金，助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を既に受けた危険コンクリートブロック塀等に係る敷地にあつては，交付しない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは，危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に申請しなければならない。ただし，市長は，公簿等により確認することができるときは，第9号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の所有者が確認できる書類
- (2) 危険コンクリートブロック塀等の所有者が複数の場合にあつては，申請者以外の所有者の全員が除却の同意をしたことを証する書類
- (3) 誓約書（別記第2号様式）
- (4) 位置図又は案内図
- (5) 危険コンクリートブロック塀等が存する敷地内の建築物の写真又は図面
- (6) 除却する危険コンクリートブロック塀等の配置図
- (7) 除却する危険コンクリートブロック塀等の現状が確認できる写真
- (8) 危険コンクリートブロック塀等の一部を除却する場合にあつては，その除却後の状態を示す図面
- (9) 市税の納付状況を確認できる書類
- (10) 除却に要する経費に係る見積書（施工業者が市内に事業所を有することを確認できるものに限る。）又はその写し

(11) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は，前条本文の規定による申請があったときは，その内容を審査し，補助金の交付の可否を決定し，危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付決定・却下通知書（別記第 3 号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

(変更の申請)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は，補助金の内容を変更しようとするときは，速やかに危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金変更申請書（別記第 4 号様式）に第 5 条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて，市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第 8 条 市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，変更の可否を決定し，危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金変更決定・却下通知書（別記第 5 号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(中止の届出)

第 9 条 交付決定者は，補助金に係る危険コンクリートブロック塀等の除却を中止しようとするときは，危険コンクリートブロック塀等除却中止届（別記第 6 号様式）により市長に届け出なければならない。

(実績の報告)

第 10 条 交付決定者は，補助金に係る危険コンクリートブロック塀等の除却が完了したときは，危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金実績報告書（別記第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に報告しなければならない。

(1) 除却後の状態が確認できる写真

(2) 除却に伴い発生した廃棄物の処分報告書

(3) 除却に要する経費に係る領収書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第 11 条 市長は，前条の規定による報告を受けたときは，その内容を審査し，適当であると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金確定通知書（別記第 8 号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は，補助金の交付を受け

ようとするときは、危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付請求書（別記第9号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けたものに通知するものとする。

3 前各項の規定は、第11条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

（返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（失効）

2 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第14条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

（令4規則27・一部改正）

附 則（令和4年3月17日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。